

# 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する 検討会報告書の概要

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書の概要

## 1 検討会の趣旨

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法では、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理、その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされ、事業者が講すべき措置に関し、厚生労働大臣がその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされた。

こうしたことを踏まえ、高年齢労働者の労働災害の分析を行うとともに、**厚生労働大臣が公表する指針の内容や、当該指針に基づく取組の促進等について検討を行った。**

## 2 高年齢者をめぐる現状

- 雇用者全体に占める60歳以上の高年齢者の割合は19.1%(令和6年)、**労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は30.0%(同)**となっている。
- **休業4日以上の死傷災害の度数率は、加齢に応じ上昇していく傾向**がある。また、休業見込期間をみると年齢が上がるにしたがって長期間となっている。
- **高年齢者の災害発生率の増加**には、個人によりばらつきはあるが、**業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されている**ことが大きいと考えられる。
- 高年齢労働者の労働災害に関する調査研究について、①転倒・腰痛の行動災害に関するエビデンス、②身体機能と労働災害に関するエビデンスと対策、③産業現場で活用可能な身体機能測定、④労働者の体力測定に関わる研究例をレビューするとともに、高年齢労働者の労働災害防止対策の事例を検討した。

## 3 検討結果

厚生労働大臣が公表する指針（大臣指針）等の検討を行った結果は次のとおり。

### ○大臣指針及び通達に盛り込まれるべきことについて

大臣指針及び関連する通達に盛り込むべき事項をとりまとめた（**詳細は別紙参照**）。

### ○大臣指針に基づく措置の促進等について

大臣指針の周知のためのリーフレット、パンフレット等を作成するとともに、都道府県労働局、労働基準監督署等を通じた周知・広報や、関係事業者への指導等を行う等、大臣指針の認知度の向上や定着に積極的に取り組むことが適当。また、調査研究により科学的知見の集積に努め、調査研究結果や大臣指針に基づく取組の状況等をみつつ、必要な対応について検討を行うことが適当。

# 高齢者の労働災害防止のための指針（案）概要

## 第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

## 第2 事業者が講すべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

### 1 安全衛生管理体制の確立等

#### ● 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。

#### ● 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

### 2 職場環境の改善

#### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。

#### ● 高齢者の特性を考慮した作業管理

- ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

### 3 高齢者の健康や体力の状況の把握

#### ● 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。

#### ● 体力の状況の把握

- ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。

#### ● 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

## 第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

## 第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

# 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会

## 趣旨・目的

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法第62条の2（令和8年4月1日施行予定）により、高年齢労働者の特性に配慮した必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講すべき措置に関して、厚生労働大臣がその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされた。このため、高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策等、今後の高年齢労働者の労働災害防止対策について検討を行った。

### 労働安全衛生法（抄）（令和7年改正後。令和8年4月1日施行）

#### （高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

## 参考者

◎は座長、五十音順、敬称略

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター 教授
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長（第3回より）
◎ 橋原 敏	産業医科大学 産業生態科学研究所 人間工学研究室 教授
甲斐 裕子	（公財）明治安田厚生事業団 体力医学研究所 副所長
坂下 多身	（一社）日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹
島田 行恭	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
松尾 知明	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 人間工学研究グループ 上席研究員
松岡 かおり	（公社）日本医師会 常任理事
松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科 教授
松田 文子	（公財）大原記念労働科学研究所 特別研究員
松葉 斎	松葉労働衛生コンサルタント事務所 代表
山脇 義光	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局長（第2回まで）

## 検討事項

- （1）高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策について
- （2）事業者が講すべき高年齢労働者の労働災害防止措置のあり方について
- （3）その他

## 開催状況

第1回：令和7年9月8日  
・高年齢労働者をめぐる現状  
・指針の策定方針について

第2回：令和7年9月29日  
・高年齢者の労働災害に関する文献レビュー

第3回：令和7年11月5日  
・指針案の検討①

第4回：令和7年12月8日  
・指針案の検討②  
・報告書案の検討